

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	1 介護保険における訪問介護の報酬の引き上げについて 介護保険における訪問介護サービスは、高齢者が自宅で安心して生活が続けていくために欠かせないサービスとなっていますが、近年は訪問介護の人材不足が深刻化しております。 こうした中、令和6年4月に行われた介護保険の報酬改定では、介護報酬の改定率が全体として引き上げられたものの、訪問介護の基本報酬は引き下げとなり、訪問介護の人材確保を一層困難にする状況となっております。 訪問介護サービスは在宅介護サービスの中核的な役割を果たすとともに、認知症ケアや看取り期ケア等も担うなど、地域包括ケアシステムの根幹のサービスでもあります。 こうしたことから、将来にわたり訪問介護サービスを維持していくため、訪問介護の基本報酬の引下げを速やかに見直すとともに、更なる報酬の引き上げを行うことについて、国に強く働きかけていただきたく要望いたします。	令和6年度介護報酬改定は、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」など4つの基本的な視点として、介護現場で働く方々の処遇改善を行いつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえた対応を行うという考え方に基づき改定が行われました。訪問介護については、収支差率に示される経営状況が他のサービスに比べて良好であること等から基本報酬はマイナス改定されたものと認識しています。 本県の高齢者人口は、令和4年10月から減少に転じていますが、今後も独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者数は増加すると見込まれている状況において、在宅サービスの担い手である訪問介護員等の確保は一段と厳しくなることが予想されます。 県では、令和7年度政府予算提言要望において、今回の介護報酬改定による介護サービス提供への影響を調査の上、今後の改定において、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定するよう盛り込んだところです。今後、国が行う介護報酬の効果検証や、関係団体との意見交換会等を通じて介護施設や事業所における影響把握等に努め、必要があれば国に対する要望をさらに行っていきます。(A)	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	2 带状疱疹ワクチン接種費用に関する要望について 带状疱疹は、水痘（水ぼうそう）感染経験者の加齢やストレスによる免疫力低下等をきっかけに、潜伏していたウイルスにより発症することに伴い、日常生活に支障をきたすほどの激痛や、難聴、視力低下といった合併症など、深刻な健康被害を引き起こしています。 ワクチン接種により発症予防や重症化防止の効果が期待できますが、ワクチン接種費用は最大で約44,000円と高額であり、紫波郡医師会から費用が高く接種を躊躇する人もいることから要望書が出され、令和5年度から町単独で助成事業を開始しています。 带状疱疹ワクチン任意予防接種費を助成する市町村へ県補助制度を創設するとともに、国に対して定期接種化に向けて働きかけていただくよう要望いたします。	県では国に対して带状疱疹ワクチンを定期接種化するとともに、市町村に過度の財政負担が生じないように必要な財政措置を講じることを要望しているところです。（B）	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
6月18日	3 農業に対する支援策について 国際情勢の変化により燃料費や資材費の高騰が続く、農産物の生産コストが上昇しております。一方、米の需要低迷や、肥育素牛の買い控えなど、国内需要については農業産出額が増加するような要素が少ない状態であり、農業所得を向上させ、持続可能な農業を構築していくことが難しくなっております。 他方、農業者を支援するため、国の補助事業の活用にあたっては、申請期間が短いことや、事業要件が複雑になっていること、提出を求められる書類が増加していることなど、農業者の負担感が補助制度活用のハードルになっていると受け止めております。 こうしたことを考慮していただきながら、安定した農業経営が継続できるよう、次期作の生産を支援する施策を講じられるよう国に対して働きかけていただきたく要望いたします。	県では、これまで、全国知事会と連携しながら、国に対し、生産資材等の価格高騰対策の拡充などを提言するほか、農業経営の安定に向け、肥料や飼料の価格上昇分を補填する国事業の活用を進めるとともに、令和6年度一般会計補正予算（第9号）において、県独自に、和牛繁殖経営への影響を緩和するため、生産費の上昇分への支援を行っています。 また、「施設園芸当燃料価格高騰対策」を恒久的な制度とすることや「配合飼料価格安定制度」の拡充、「国内肥料資源利用拡大対策事業」及び「肥料原料備蓄対策事業」の継続など、国に対して要望しているところであり、引き続き、農業経営の安定が図られるよう、国に対し、必要な施策を求めていきます。（B）	盛岡広域振興局	農政部	B : 1

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	4 水田活用における水張実施における対応について 当町の農業・農村を取り巻く環境は、農業者の減少、高齢化の進行、生産コストの増加等により、大変厳しい状況下にあります。 その中で、当町においては、山王海ダムや北上川から供給される潤沢な水利を活用した水稻作付けにより食糧供給基地として主食用米を供給してまいりましたが、生産数量目安に即した生産を実施するため、水田フル活用による生産調整の取り組みを推進し、飼料用米・畑作物等への転換を積極的に実施することにより農地を保全してまいりました。 水田活用の直接支払い交付金制度の見直しは、水張り及び水稻作付を実施するための圃場の復旧作業の実施及び湿田の増加による転作作物の収量低下を助長するものであり、ひいては、農業経営を圧迫させるものと推察されます。 つきましては、水張りを実施したことでの湿害による収量低下と連作障害による収量低下の判断基準を早期に示していただくとともに、水張りによる農業用水の不足が懸念されることから、水量を確保できるよう対策を講じられるよう要望いたします。	県では、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて、国に対し、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることや、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じることなどを要望しているところです。 今般、国は、水田政策について令和9年度から根本的に見直す方針を示したことから、県では、国の動向を注視しながら、地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度となるよう国に働きかけていきます。（Ｂ） また、かんがい用水量は、河川法における河川管理者との協議の中で制限されている場合があるため、水張りを一時的に集中させた場合、必要な用水が不足することが懸念されます。 そのため、エリア毎にかんがい時期を分散することなどを地域再生協議会や土地改良区と連携しながら地域への周知に努めてまいります。（Ｂ） 引き続き、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、国に対し必要な対策について求めています。	盛岡広域振興局	農政部	B : 2

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	5 畜産飼料の価格高騰のための支援策について 当町では肉用牛の繁殖及び肥育を主とした畜産経営と水稲作の複合経営が行われており、「しわもち牛」の生産等、地域ブランド化の取組みを進め、畜産農家の経営安定に支援をしてまいりました。 今般、かつてない円安と飼料作物の需給変動により、輸入飼料の価格が高騰しており、畜産経営を圧迫しております。 配合飼料価格安定制度はありますが、飼料価格が高止まりですと、上昇価格差がなくなり、制度の恩恵が受けづらくなります。 つきましては、将来にわたり、安定した畜産経営ができるよう、畜産飼料価格高騰のための支援策を講じられるよう要望いたします。	飼料価格の高騰により、経営コストが上昇していることから、県では国に対し、燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化を要望しているほか、国事業の積極的な活用を進めるとともに、令和6年度一般会計補正予算（第9号）において、県独自に、配合飼料購入費の価格上昇分への支援や、和牛繁殖経営の生産費の上昇分への支援を行っています。 また、経営の安定化のためには、自給飼料の生産拡大を図り生産コストを低減していくことが重要となることから、県では、自給飼料の生産拡大に向け、国庫補助事業等による飼料基盤の整備や、水田を活用したホールクロップサイレージや飼料用米の生産を推進しているところです。 また、子実とうもろこしについても、紫波町で策定された「紫波町子実とうもろこし産地確立戦略」の実現につながるよう、「水稲直播および子実トウモロコシ普及促進会」の構成員として、東北農業研究センターや関係機関・団体等と連携し、安定収量の確保や地域内の肥育経営体への供給に結び付ける等、飼料自給率向上に向けた取組を支援しているところです。 これらに加え、地域の堆肥を活用して化学肥料の使用量を低減する草地改良の実証に取り組んでおり、引き続き、本県の豊富な飼料基盤を積極的に活用し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。 (B)	盛岡広域振興局	農政部	B : 1

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	6 仮称「盛岡紫波線」の県道昇格について 本路線は、紫波インターチェンジから一般県道紫波雫石線を経由し、滝沢市の一般県道盛岡滝沢線に接続する延長が約20kmの広域路線です。 また本路線には、盛岡インターチェンジ付近で国道46号、矢巾町内で県道矢巾西安庭線が接続しており、物流、地域間交流を担う流通路として利用され、紫波地区における交通量のピークは平成27年調査で4,221台/日、大型交通量も1,450台/日となるなど、特にも通過交通が多い路線となっております。 つきましては、秋田、盛岡圏と花巻、北上圏を結ぶ広域的幹線道路として、早期に県道昇格されますよう強く要望いたします。	県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。（C）	盛岡広域振興局	土木部	C : 1

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	7 国道456号の拡幅整備について 国道456号は、盛岡市を起点とし、北上川東部地区を縦断して宮城県登米市に至る長大な路線であり、その沿線地域においては、一定の企業集積が進み、産業集積の基盤確立を推進する路線として、また、内陸部と三陸地域を連絡する輸送路として重要な役割を果たしておりますが、未整備区間が多く、沿線住民の安全安心な通行を確保するための整備が必要となっております。 当町におきましては、国道456号と主要地方道紫波江繋線の交差点改良工事を進めていただいておりますが、町内には、歩道の未整備区間や車道及び歩道の狭い区間があり、これまで国道456号整備促進期成会を通じて、関係方面へ整備促進を要望してきました。特にも、紫波東学園前は、車道と歩道の幅員が狭くて見通しが悪く、通学路として危険な箇所となっております。当町の犬吠森地内における国道456号の交通量は、令和3年調査で約5,900台/日ですが、令和4年度に東部地区の小中学校6校を再編した小中一貫校の紫波東学園が開校し、併せて紫波東こどもの家も開設され、学園前においては、通学者や送迎車両等により交通量が増加しており、交通安全確保に向け危険な現状を改善する必要性がより一層高まっております。 つきましては、児童生徒を含めた沿線住民の安全安心な通行の確保及び円滑な車両交通を確保するため、犬吠森地内の車道及び歩道拡幅と彦部地内の歩道設置及び歩道拡幅の整備促進を要望いたします。	犬吠森地内の車道及び歩道拡幅と彦部地内の歩道設置及び歩道拡幅については、早期の事業化は難しい状況ですが、学校再編に伴う交通量の変化や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)	盛岡広域振興局	土木部	C : 2

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	8 県道228号佐比内彦部線（佐比内横町地区）の拡幅整備について 県道228号佐比内彦部線は、国道396号と国道456号を接続し、紫波町中心部より遠野市を經由し県沿岸部を結びつける路線であり、沿線住民のみならず他地域との交流を担う重要な役割を果たしております。 しかしながら佐比内横町地区の一部区間においては狭隘かつ屈曲した箇所があることから、車両のすれ違いや令和4年に開校した紫波東学園（小中一貫校）のスクールバス運行にも支障が出ております。 つきましては当該箇所のルート変更を含めた拡幅整備の事業化と早期着手を要望いたします。	佐比内横町地区については、令和7年度に「横町工区」として事業化することとし、詳細設計を行う予定です。今後、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A）	盛岡広域振興局	土木部	A：1

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	9 公共交通に係る国庫補助金の安定的な補助につながる予算額の増額について 町は、交通空白地帯における交通弱者の移動手段の確保のため、令和3年度から地域内フィーダー系統国庫補助金を活用しながら主要幹線を運行する路線バスに接続する形でデマンド型乗合バスによる地域公共交通の維持・確保に取り組んでおります。 しかしながら、地域公共交通計画を策定した場合の地域内フィーダー系統国庫補助金に係る補助額は年々減少しており、事業における町の財政負担が年々増加し、大変苦慮しております。なお、補助上限額算定式における定額分は、令和3年度560万円、令和4年度360万円、令和5年度200万円と推移している状況です。 地域公共交通は、地域住民の日常生活を支える移動手段として、通勤や通学、買い物、通院などに活用されているほか、車を運転できない学生や高齢者などの重要な移動手段であり、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない存在となっております。 地域が必要としている輸送サービスを維持するため、地域内フィーダー系統国庫補助金の安定的な補助につながる予算額の増額確保について、国への働きかけを要望いたします。	県では、6月7日に行った令和7年度政府予算提言・要望等において、国に対し、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金における補助上限額の拡大等を要望しているところです。 また、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助上限額は、地域公共交通計画の策定や地域公共交通利便増進実施計画の認定により引き上げられるものであることから、県では、国に対し、計画策定への支援である、地域公共交通調査等事業の十分な予算措置についても併せて要望しているところです。（B）	盛岡広域振興局	経営企画部	B : 1

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月18日	10 学校給食センター施設整備補助の引き上げ及び栄養教諭の適正配置について 昭和50年代に建設された学校給食センターが、全国的に建替えの時期を迎えています。当町においても、令和9年度開所に向けて学校給食センターの建替えを計画しております。 学校給食センターの施設整備の際、文部科学省が所管する学校施設環境改善交付金を活用することが一般的ですが、基準面積等の要件により交付金の額が整備費用全体の概ね15%に留まり、自治体が多額の整備費用を負担しているのが現状です。 このことから、学校給食衛生管理基準に準じた学校給食提供のため、交付金の増額について、国への働きかけを要望いたします。 また、PFI事業でのBOT方式や民間施設の借上げ方式で整備した場合、主に学校給食の提供をしている施設において、自治体が施設の所有権を有していないことを理由として栄養教諭の派遣が受けられないケースが全国で散見されます。 本県においては、施設の所有権の有無に関わらず、学校規模及び学校給食の提供状況に応じ、引き続き栄養教諭の配置を要望いたします。	国は、令和6年度予算において、学校施設環境改善交付金の算定基礎となる建築単価の引き上げを行いました。 しかしながら、学校給食センター施設などの改築や改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、補助率の引き上げ等について、国に対し要望しているところです。 今後も全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。 (B) 現在、義務標準法における栄養教諭定数は、学校給食法に定める共同調理場を対象としており、民設民営方式の施設に県費負担の栄養教諭を置くことはできないものと認識しています。 しかし、共同調理場の設置や運営については、地域の実情に応じ様々な在り方が考えられるため、県内市町村の状況把握に努めるとともに、県費負担栄養教諭の配置要件等について国の動向等を情報収集していきます。 (C)	盛岡広域振興局	盛岡教育事務所	B : 1、 C : 1